

平成29年度

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

入学者募集要項

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校
飛騨市古川町片原町8番127
TEL (0577)73-3600
FAX (0577)73-7330

平成29年度岐阜県立飛驒吉城特別支援学校入学者募集要項

1 入学定員

おって岐阜県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は次の(1)(2)に該当する者であること。

(1) 知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

(2) 次のいずれか一に該当する者

ア 中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者（以下、中学校及び中等教育学校の前期課程を「中学校」という）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願書類

(1) 入学願書（所定用紙）

・出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付する。

(2) 調査書（所定用紙 別記第3号様式、別記第4号様式）

・平成22年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者の場合は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(3) 岐阜県立飛驒吉城特別支援学校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

※ 他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者は、出願承認願（別記第1号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えること。

4 出願の期間

(1) 平成29年2月7日（火）から平成29年2月9日（木）までとする。

(2) 受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

5 受検票の交付

岐阜県立飛驒吉城特別支援学校長は、入学願書の受付と同時に受検票を交付する。

6 出願先学校の変更

(1) 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、平成29年2月10日（金）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

ア 出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

イ 在学（出身）学校の校長は出願取下願を出願先学校に提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を飛驒吉城特別支援学校長に求めること。

ウ 在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

7 検査等の実施

(1) 検査等の内容

【検査Ⅰ】 ア 個別検査 イ 個別面接

【検査Ⅱ】 ア 学力検査 イ 運動能力検査 ウ 個別面接

【検査Ⅲ】 ア 学力検査 イ 個別面接

(2) 期 日 平成29年2月16日(木)

(3) 場 所 岐阜県立飛騨古城特別支援学校

(4) 日 程

時間	検査内容等		
	検査Ⅰ	検査Ⅱ	検査Ⅲ
9:00～ 9:15	受付		
9:20～ 9:30	日程等説明		
9:40～10:20	個別検査 個別面接	学力検査(国語)	学力検査(国語)
10:20～10:30		休憩	休憩
10:30～11:10		学力検査(数学)	学力検査(数学)
11:10～11:20		着替え	休憩
11:20～12:00		運動能力検査	学力検査(英語)
12:00～13:00			着替え・昼食
13:00～13:10	面接等説明		
13:10～	個別面接		

(5) 持ち物

- ・受検票 (全員)
- ・昼食 (検査Ⅱ、検査Ⅲ対象者のみ)
- ・上靴 (全員)
- ・筆記用具 (検査Ⅱ、検査Ⅲ対象者のみ)
- ・体操服 (検査Ⅱ対象者のみ)

8 合格者の発表

平成29年2月23日(木)午前9時に、当校玄関において合格者の受検番号を掲示し発表するとともに在学(出身)中学校長に可否の結果を通知する。

なお、入学予定者説明会を同日午前9時30分より行うので、合格者は保護者同伴で出席すること。

9 入学者選考に係る情報の提供

当校の入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。受付は、土・日曜日、祝日、当校の振替休業日を除く午前9時から午後4時までとする。

また、学力検査終了後その問題を掲示して公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、当校とする。

エ 請求ができる期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日とする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、当校とする。
- エ 請求ができる期間は、平成29年2月24日（金）から同年3月23日（木）の1か月間とする。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

10 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、平成29年3月28日（火）までに、上記のほかに検査等を行う。

11 その他

- (1) 岐阜県立飛騨吉城特別支援学校への入学を希望する者は、あらかじめ当校の教育相談を受けること。
- (2) 検査料等は徴収しない。
- (3) 検査当日、欠席や遅刻をするときは、受付開始時刻（午前9時00分）までに、当校まで電話により連絡すること。